

横浜市の港湾施設及び海づり施設の指定管理者の評価に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、横浜市の港湾施設及び海づり施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の評価を公平かつ適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の評価)

第2条 港湾局長は、指定管理者の施設管理運営状況について、評価を行うものとする。

2 指定管理者の評価にあたっては、第4条に規定する外部評価委員会によるものとする。

(指定管理者の評価基準)

第3条 指定管理者の評価にあたっては、施設の管理運営状況を基本協定等に基づいた評価項目を基準とするとともに、指定管理者から提出される事業報告書等の書面審査及び実地調査を行い、総合的に評価するものとする。

2 指定管理者の評価項目の決定は、第4条に規定する外部評価委員会によるものとする。

(外部評価委員会の名称及び委員)

第4条 港湾局長は、指定管理者の評価を公平かつ適正に行うため、第3者による外部評価委員会（以下「委員会」という。）を次のとおり設置するものとする。

- (1)物流・港湾厚生施設指定管理者評価委員会
- (2)大さん橋国際客船ターミナル等指定管理者評価委員会
- (3)横浜・八景島及び海づり施設等指定管理者評価委員会

2 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、港湾局長が任命する。

- (1)学識経験のある者
- (2)港湾関係者
- (3)その他港湾局長が必要と認める者

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)指定管理者の事業評価項目の決定に関すること
- (2)管理運営状況の審査、評価等に関すること
- (3)事業評価結果の港湾局長への報告に関すること
- (4)その他指定管理者評価に関する助言等

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、原則として1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の運営)

第7条 委員会には、委員長を一人置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が召集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるとき、委員会に専門的事項に関して学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

- 2 委員は直接間接を問わず、評価の対象となる事案に参加してはならない。また、委員が評価の対象となる事案に参加したことが判明したときは、当該委員は評価から外すものとする。
- 3 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(評価結果の公表)

第10条 委員会における評価の経過及び結果は公表するものとする。

- 2 委員長は必要があると認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務及び事務局)

第11条 委員会の庶務および事務局は、港湾局において処理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項については会議で審議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。